

## 大型連休期間中のごみ収集のお知らせ

問 住民環境課 環境対策係  
☎476-1111 (127・128)

大型連休(4月27日～5月6日)中の一般ごみ・資源ごみ・生ごみは、**通常どおりの回収**となります。

また、大型連休中に草木をそおりサイクルセンター大崎有機工場へ自己搬入する方は、**4月26日(金)までに役場住民環境課の窓口か野方支所から搬入券の交付を受けてください。**



## 国民年金保険料に関するお知らせ

問 住民環境課 年金係  
☎476-1111 (123・126)

### ◆産前産後期間の国民年金保険料が免除になります！

#### ■免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(以下「産前産後期間」といいます。)の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

#### ■対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

#### ■届出期間

出産予定日の6か月前から届出が可能ですので、速やかに届出してください。  
ただし、届出ができるのは、平成31年4月からです。

#### ■添付書類について

出産前に届書の提出をする場合：母子手帳など

出産後に届書の提出をする場合：出産日は市町村で確認できるため原則不要

ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出生日及び親子関係を明らかにする書類

#### ■個人番号(マイナンバー)により届出を行なう際の添付書類について

届出者本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバー(個人番号カード)を提示してください。  
お持ちでない場合は、以下の①および②を提出してください。

なお、郵送で請求する場合は、マイナンバーカードの両面又は①および②のコピーを添付してください。

①マイナンバーの番号が確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

②身元(実在)確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

#### ■届出先 大崎町役場 住民環境課 年金係

平成31年4月から日本年金機構ホームページから届出用紙をダウンロードすることができるようにする予定です。また、記入の方法も併せて掲載する予定です。

・日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>